

国立公衆衛生院附屬図書館



\*00016855\*

醫學博士小澤多一覽  
由勸業衛生局長小澤多一覽

# 結核と社會問題

留海時報社發行

## 序

帝國最近の統計が示す所にては一ヶ年間の肺結核死者は約八萬參千名、是により推算せば全國に現存する該患者總數は八拾有餘萬に及ぶべく爲に蒙る國家の損失は六億圓の巨額に達すべし、更に結核が民族の健康と兵力上に及ぼす慘害を惟へば前途實に寒心に堪えざるものあり、本書の使命は此の一大社會問題の解決に向つて何等かの貢獻をなさんとする所に存す。

大正三年十月

内務省衛生局に於て

著

者

誌

|                                              |           |
|----------------------------------------------|-----------|
| 国立公衆衛生院附属図書館                                 |           |
| 受入先                                          | 松浦十四郎先生寄贈 |
| 受入日                                          | 98. 3. 10 |
| 登録番号                                         | 72566     |
| 所 在                                          |           |
| Library, National Institute of Public Health |           |

NIB  
vj

謹みてこの書を

わが最も尊敬する

恩師醫學博士

北島多一先生

に捧げまつる

(著者)

## 凡例

一、明治三十七年二月、内務省令第一號を以て肺結核豫防に関する件を發布せるは、我政府當局者として結核豫防に對する施設の第一矢なりき。

二、大正二年五月、小橋衛生局長は結核豫防に關す意見書を發表され國家衛生上最も重要な關係に在る結核豫防に付き政府當局者の執るべき方針を明かにせられたるは、正に該施設に對し一新紀元を劃せるものと云はざるべからず。

三、大正三年法律第拾六號を以て肺結核療養所の設置及國庫補助に關する件の發布を見るに至りしは之れ結核豫防事業の實行期に入れる第一歩とせざるべからず。

四、由來結核豫防に關する施設は國家的大事業にして、先進諸國に於ける其發達、普及は實に羨望に堪えざるものあるにも拘らず、我邦にては未だ殆んど何等の見るべきなく、少數の先覺者を除きては該事業に就ての智識さへ尙ほ甚だ乏しきが如し。

五、凡そ戰を宜せんとせば策戰計畫を必要とす、參謀の眞髓は其敵狀を詳かにし、利用すべき總べての兵力と進歩せる武器とを活用し以て必勝を期し得る軍略を運らすに在り、世界人類の大敵たる結核撲滅策を講せんとするに際しても豈に此の第一義を閑却すべけんや。



六、結核に關する純學術的或は臨床的著書は汗牛充棟も當ならざるにより決して少きを憂へずと雖も結核豫防撲滅に就て其前途に横はれる幾多の大なる社會問題を解決せんとするに際し、侶伴たるべき邦文の著作は頗る稜々たりと云はざるべからず。

七、不肖素より其器に非らざるを知る、されど幸にして職を内務省衛生局に奉じ、斯かる研究調査に對しては比較的便宜なる地位に在り、既に小橋局長時代より今後此種之要求必ずや來るべきを思ひ、餘暇ある毎に結核豫防撲滅事業に關する事項並に之に關聯せる社會的難問を捉へて研究し、且つ自己の意見を加へ、或は各種の材料を蒐集し、將た注目すべきものは零碎の小片と雖も捨てず、必要と認めれば自ら翻譯に附するあり、机上に積めば時機に應じ之を社會に公表し、聊か叙上の缺陷を補はんと企てたり。

八、斯くて小橋局長去り、杉山局長を迎へ送りて、中川局長を載くに至りしが、余の事業は歴代局長高底の下に依然として繼續し、獨逸を中心とせる歐大陸に於ける其施設の概要を盡し、今や堆んで少からざる量とはなれり、内容或は貧しからんも纏めて一卷となさば形式に於ては多く類似を見ざる一種の纂著たるべきを思ひ、發表の前後を問はず、記述上適當と信する順序に排列し、凡べてに亘り加筆訂正し、舊を捨て新を補ひ、又不足とする所は更に筆を起して稿を新にし、茲に自ら慄らず上梓することゝせり、若し幸にして社會の一顧に價せば余が望は充れり。

九、書中往々事實を傳ふる以外に意見に亘れる點あり、是れ勿論私人たる不肖一己の見解のみ、何等當局上司の關する所にあらざるを斷言し、其責任の存する所を明かにせんとす、又書中の事實其他に關しては疎漏、缺點等あり、識者の高教に俟つべきもの或は尠からざらんを恐る之れ悉く著者の罪なり。

十、終に臨み歴代の局長が與へられし寛大なる恩典を深謝し、且つ吾が最も尊敬する恩師にして課長たる北島博士が必要なる雜誌、圖書を供給され、常に缺くべからざる注意と指導を與へられ、更に脱稿するや公務多端の間に處して尙ほ反覆校閲の勞を惜まれざりしは誠に感佩に堪えざる所なり、茲に謹んで謝意を表す。

引用參考書目は甚だ多數にして徒に叙列の煩に堪えざるを以て省略す、只管に識者の寛容を乞ふ所以なり。

# 結核と社會問題 目次

## 第一章 結核と社會問題

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 【第一】 緒言                  | 一  |
| 【第二】 結核と國家の損失            | 二  |
| 【第三】 結核材料検査確定法           | 四  |
| 【第四】 結核と國家の法規(特に結核の屈出義務) | 六  |
| 【第五】 結核と年齢特に學童結核         | 一二 |
| 【第六】 學校に於ける結核豫防          | 一四 |
| 【第七】 結核療養所               | 一七 |
| 【第八】 結核救護相談所             | 二六 |
| 【第九】 結核監察所               | 二九 |
| 【第十】 林間保養所               | 三一 |
| 【第十一】 肺喉頭以外の結核豫防         | 三二 |
| 【第十二】 結核と婚姻              | 三四 |
| 【第十三】 結核と兒童保護            | 三五 |
| 【第十四】 結核と住居              | 三九 |

【第十五】 結核と工業……………四〇

【第十六】 結核と軍隊……………四一

【第十七】 結 論……………四四

## 第二章 結核蔓延の真相……………四四

【第一】 緒 論……………四四

【第二】 列國に於ける關係……………四五

【第三】 我邦に於ける關係……………四七

【第四】 都鄙別關係……………五〇

【第五】 年齢及性別關係……………五三

【第六】 職業的關係……………五六

【第七】 社會的地位の關係……………五九

## 第三章 結核患者算定法……………六三

【第一】 コルネット、シュバー、ドリガルスキー氏法……………六三

【第二】 病理學者の實証論……………六五

【第三】 批判的斷定……………六六

## 第四章 小學校に於ける結核問題……………六八

【第一】 教員に於ける結核蔓延の真相……………六八

【第二】 兒童に於ける結核蔓延と社會的關係……………七一

【第三】 學校方面に於ける對結核問題……………八〇

【第四】 結 論……………八三

## 第五章 陸海軍と肺結核……………八四

【第一】 帝國陸軍と肺結核……………八四

【第二】 列強陸軍と結核……………八八

【第三】 帝國海軍と肺結核……………九一

## 第六章 結核救護相談所問題……………九四

【第一】 海外に於ける結核救護相談所の來歴及其趨勢……………九四

【第二】 我邦に於ける結核救護相談所の設立意見……………一〇〇

## 第七章 伯林結核救護相談所の事業……………一〇八

【第一】 概 論……………一〇八

【第二】 一千九百十二年度の業務成績……………一〇九

## 第八章 兒童療養所問題……………一一四

【第一】 緒 言……………一一四

【第二】 總括論……………一一五

【第三】 鹽類浴場に於ける兒童療養所……………一二九



|      |                            |     |
|------|----------------------------|-----|
| 【第四】 | 海濱院……………                   | 一一一 |
| 【第五】 | 其他浴場及空氣療養地の兒童療養所……………      | 一一三 |
| 【第六】 | 兒童肺療養所……………                | 一二四 |
| 【第七】 | 骨及關節結核を有する兒童に對する專門療養所…………… | 一二五 |
| 【第八】 | 兒童轉地療養所及病後保養院……………         | 一二六 |
| 【第九】 | 林間保養所……………                 | 一二七 |
| 【第十】 | 兒童療養所に對する批判的結論……………        | 一二八 |
| 第九章  | 夏季に於ける兒童保護事業……………          | 一三一 |
| 【第一】 | 緒論……………                    | 一三一 |
| 【第二】 | 海水浴場に於ける施設……………            | 一三一 |
| 【第三】 | 野外休暇移住所……………               | 一三三 |
| 【第四】 | 林間保養所並に林間學校……………           | 一三六 |
| 【第五】 | 持續的兒童救護……………               | 一三九 |
| 【第六】 | 我邦に於ける夏季兒童保護の現況……………       | 一四一 |
| 第十章  | 肺癆學上の懸業と成績……………            | 一四二 |
| 【第一】 | 咯痰と蛋白反應……………               | 一四五 |
| 【第二】 | 血液中の結核菌證明に就て……………          | 一四六 |
|      |                            | 一五〇 |

|      |                          |     |
|------|--------------------------|-----|
| 【第三】 | 大都市に於ける結核の狀況……………        | 一五五 |
| 【第四】 | 佛國に於ける結核の狀況……………         | 一五七 |
| 【第五】 | 瑞西に於ける結核の蔓延……………         | 一五八 |
| 【第六】 | 結核に對する人種的素因に就て……………      | 一六一 |
| 【第七】 | 結核と妊娠……………               | 一六五 |
| 【第八】 | 乳兒結核に就て……………             | 一六九 |
| 第十一章 | 結核菌發見の徑路……………            | 一七三 |
| 【第一】 | 古典に現はれたる結核……………          | 一七三 |
| 【第二】 | 結核研究の過渡期……………            | 一七四 |
| 【第三】 | 細菌學的研究と病原菌發見……………        | 一七五 |
| 【第四】 | 結核菌型問題……………              | 一七九 |
| 第十二章 | 結核に關する雜纂……………            | 一八〇 |
| 【第一】 | 最近十二年間に於ける獨逸の結核患者減少…………… | 一八〇 |
| 【第二】 | 普國野外休暇移住所成績……………         | 一八二 |
| 【第三】 | 野外休暇移住所としての林間學校……………     | 一八三 |
| 【第四】 | 露國ヤルタに於ける兒童夏季轉地療養所……………  | 一八四 |
| 【第五】 | 學校療養所……………               | 一八五 |



|       |                            |     |
|-------|----------------------------|-----|
| 【第六】  | 獨逸海濱兒童療養所協會事業概要……………       | 一八六 |
| 【第七】  | 獨逸海濱兒童療養所協會第三十二年報……………     | 一八七 |
| 【第八】  | 伯林市立肺結核及恢復期患者轉地療養所の成績…………… | 一八九 |
| 【第九】  | 獨逸結核豫防中央委員會の狼瘡豫防成績……………    | 一九四 |
| 【附 錄】 |                            |     |
| 【第一】  | 結核豫防に關する意見……………            | 一   |
| 【第二】  | 肺結核豫防に關する件……………            | 一二  |
| 【第三】  | 肺結核療養所の設置及國庫補助に關する件……………   | 一四  |

## 結核と社會問題目次終

# 結核と社會問題

傳染病研究所部長  
內務省衛生局防疫課長

醫學博士

北 島 多 一 校 閱

內務省衛生局

氏 原 佐 藏 著

## 第一章 結核と社會問題

### 【第一】 緒 言

結核と社會、之れ實に現代に於る一大重要な世界的社會問題として吾人に提供されたる研究題目なり、されば其答案或は研究成績とも云ふべき論文又は著述等の簇出する、未だ今日の如く盛なるはなく、嘗に一人一己の業績を公にするのみならず各方面に於る權威者の専門的意見を蒐めて、斯かる問題の解決に對し、有力なる材料を供給せんと企つる者亦甚だ稀ならず。コルネット氏の結核論は久しく其權威を維持せりと雖も今や時勢の進運に併馳することの稍難きを覺ゆるに至りし折柄、ブラウエ

ル、シユローデル及びブルーメンフェルト三氏の協力により、其他著名の學者四拾有餘名が執筆し、「結核參考書」Handbuch der Tuberkuloseを編纂することとなり、本年初て第二巻を出版し頃日之を手にし得たり、同書は五巻よりなる豫定なれば完成の上ならでは兎角の批評を下し難きも、第一巻の大部にして内容豊富なるを見るも全部完成せば恐くは世界に比類なき結核書と云ふを得べし。同書中吾人は普國衛生局長キルヒネル博士の執筆されたる「社會的關係に於ける結核」なる一篇を讀むに至り同感の念禁する能はざるものあり、即ち之を參照し平素考慮を費しつゝある「結核と社會問題」に就て論ずる所あらんとす。

## 【第二】 結核と國家の損失

對結核策を講せんとするに際し之が根本策を立つる爲に必要なは結核患者數を明かにし且つ之に因つて生ずる國家の損失を知悉するに在り、然るに結核に對し届出義務を負はしめざる結果として確實なる數を知る能はず、多くは其推定に止まるを常とす。結核患者算出法に就ては後に述ぶる所あるべしと雖もキルヒネルの説は自ら一派をなす、即ち曰はく「結核死者一人に付き平均十人の患者ある割合なり、之によつて計算するに普國のみに於て年々六萬人以上のものが肺結核にて斃るるが故に、結核患者は一ヶ年間に凡そ六拾萬人あり、而て各結核患者は其職業能力を失ふ爲に、健康なりし日に比し平均一日一人に付き二麻克の損失あり、醫師、醫藥滋養品及び看護等により支出増加する金額は之

と均しく一日一人に付き平均二麻克なり、故に各結核患者は年々平均收入減少と支出増加とにより、 $4 \times 335 = 1460$  麻克の損失を招く、されば六拾萬人の結核患者に付ては國民の財産より年々八億六千四百萬麻克以上の巨額を失ふ割合也、更に六萬人の結核死者に在りては少くとも一人に付き五拾麻克の葬儀料を要するを以て合計參百萬麻克以上を之に費すべきなり、されば普國に於ては合計約八億六千七百萬麻克の國帑が結核病の爲に消費されつつあるなり」と。

此のキルヒネル氏の説をして我邦の現況に適合せしむれば、最近の發行にかゝる衛生局年報は明治四十三年度の死因を明かにせるが其中肺結核死者總數は八萬貳千六百五拾貳名なるを以て帝國に於ける結核患者數は同年度を通じて實に八拾貳萬六千五百貳拾餘名ある割合なり。而て麻克を約五拾錢として換算し結核による國家の損失を算出すれば患者一人に付ては $4 \times 335 = 1340$  となり、即ち一ヶ年七百參拾圓の損失を招くが故に八拾貳萬六千五百貳拾名の結核患者に在りては約五億九千五百二十九萬四千六百餘圓の多額を國家が失ふ割合なり。更に八萬二千六百五十二名に對する葬儀料を平均一人に付き二十五圓とせば合計二百〇六萬六千三百圓となり、以上を總計すれば五億九千七百三十六萬〇九百圓と云ふ驚くべき巨額を年々我帝國が肺結核の爲め消失しつゝ有りと謂はざるべからず、豈寒心に堪えざる次第ならずや。されば之に向つて豫防撲滅策を講せんとするを見て誰か不急必要の事業なりと言ひ得るものあらんや、我政府は之に對する方針を立て本年初頭に帝國議會の協賛を経て、肺結核



療養所設置及國庫補助に關する法律の制定を見るに至り、御裁可を経て既に發布せられ、其結果明年四月一日より之を施行することゝなりしは、事業の着手としては多少遅れたるの感なきにしもあらざるべけれど、兎にも角にも茲に至らしめたる政府當局者の功勞と、帝國兩院議員各位が寧ろ當局者を鞭撻し有効なる條件を以て本法の通過を計りし功勞とは吾人の決して忘るゝ能はざる所なり。今や進んで之を實施するの曉に至りては先進諸國には如何なる手段を講じて此一大社會的事業の歩を進めつゝありやを知り、取捨案配して一層有効なる施設をなさざるべからず、素より吾人は限られたる該法律案と關聯せる狹き範圍に止まらず、一般に廣く社會的關係に亘り論及する所あらんとす。

## 【第三】

## 結核材料検査確定法

結核患者か否かを決定するは本病の蔓延を防ぐ爲め第一の必要條件とする所なり。普國の如き醫學の進歩せる邦國に在りても一般開業醫をして確定せしむるの難きを憂へ、國內に開業せる總ての藥局には結核の疑ある検査材料を採取すべき容器を委託配置し、醫師には無代價にて與へ醫師は可檢物を其中に入れ所轄検査所に送附すれば極めて短時日間に検査成績の回答に接し得べき組織となり居れり。我邦の現狀に於ては醫學の進歩は頗る見るべきものありと雖も、尙ほ全國各地の開業醫が悉く顯微鏡を手にし、結核の可檢材料を検査し確實に結核菌の存否を決定するは至難の業とす、されば此點に於ても普國の如きを參考とする必要ありと信ず。即ち之に當る検査所は國內各大學の衛生細菌學教室

(柏林、ボン、ブレスラウ、月沈原、グライフスワルド、ハルレ、キール、ゲーニツヒスベルヒ、及びマルブルヒ)、柏林に在るロベルト、コッホ傳染病研究所、ボイテン、ボーゼン並にサルブリツケン等の衛生試験所、及びブレスラウ、ダンチツヒ、デュツセルドルフ、グンビンネン、ハンノーベル、コブレンツ、マグデブルヒ、ミュンステル、ポツダム、スターデー、及びステチンの醫事検査院 Medizinaluntersuchungsamt ボンブルヒ及びシグマリンゲン醫事検査所 Medizinaluntersuchungsstelle 柏林、キヨルン、フランクフルト、アン、マイン市立検査所、ゲルゼンキルヘー衛生及細菌學研究所の三十ヶ所なり。

若し之を我邦の狀況に移して考ふるに、三醫科大學衛生學教室、傳染病研究所の如きには當然之を托するを得べく、六ヶの官立醫專及び六七ヶの公私立醫專校中にも尙ほ検査をなさしめ能ふべし。然れども事實上現在に於ける醫專校の衛生細菌學教室は直ちに之に堪ゆるや否やは多少疑問とすべきもの稀ならず、又各地に存在する公立病院數は少からざれど安んじて其検査を委すべきか否かは一考せざるべからず。然るに東京、大阪等の如きには市立衛生試験所あり、加之各地方廳に於ける警察部衛生課の有する細菌検査所は、其施設及び技術者に於ても稍備はれるものあり、其他市立傳染病院等の如き此種の検査に堪ふる所あるべく、今後特殊の注意を加ふれば普國に於ける現行の方法を移すも敢て困難ならざるべし。而て經費は多額の新要求を見ずして効果ある事業を遂行するに非ずやと信ず



るも、唯問題となるは被検材料送附並に之が返信に要する郵便費なり、彼邦に見るが如き斯かる種類に在りては郵税免除の特典が容易に實行されずんば意外の影響此所より生ずるならんも、國庫の大局より着目せば右より出で、左に歸る的の複雑なる手段を省略し、郵税免除等の如き特殊の手段により獎勵せば結核の早期診断及豫防事業に關する効果は必ずや大なるべきを想像するに難からず、余輩は此點に付き當局者の勞を惜むなからんことを希望す。

#### 【第四】 結核と國家の法規 (特に結核の届出義務)

結核豫防に關しては常に結核に對する國民一般の智識を向上せしめ自衛的豫防法に待つのみならず夫れまでに至る階梯として國家が法律を以て之を強制すべき時期なかるべからず、然るに我邦の現行傳染病豫防法並に其施行規則には結核に關し何等の規定なし。唯明治三十七年二月内務省令第一號を以て「肺結核豫防に關する件」を發布され、更に大正三年法律第十六號として「肺結核療養所の設置及國庫補助に關する件」の發布を見たりしが、如何なる方法により結核患者を搜出するやの點に關しては毫も規定されず。地方廳例へば島根及び福井縣の如きは結核患者の届出義務を規定せる縣令を出せる所あるも、果して機宜の處置にして所期の効果を得べきや否やに至りては頗る議論の餘地存する所にして、余輩は殊更に是非の議論を避けキルヒネル氏の説を藉りて一顧の資料を提供するに止めんとす。

獨逸帝國傳染病豫防法即ち一千九百年六月三十日發布の「公衆に危害ある疾患の豫防に關する法律」にては結核に關する何等の叙述なし、尙ほ普魯西國法律に在りては一千九百五年八月二十八日に發布されし「傳染病豫防法」にても結核に關する規定は該病の充分なる豫防を講せん爲めには不完全にして殆んど適用すべき條項なし。

されば官憲は唯任意の方法により結核に對するに過ぎず、即ち若も本病患者あれば可及的早期に之を知らんと努むるが故に結核患者に對しては届出義務を負はしむることとせり、然るに其届出は何れの結核にも必要なりと云ふにはあらずして肺及び喉頭結核に限り之を適用し、又是等開口性結核患者の轉居に際しては警察に届出を要すと規定せり。而して獨逸聯邦中既に斯かる届出義務を負はしめつゝあるは索遜王國、バーデン及びヘッセン大公國並にアンハルト及びブラウンシュヴァイク公國、「ハンザ」市也、バイエルンに於ては一千九百十一年五月一日王令により之を施行するに至れり。斯かる規定は又改正普魯西國傳染病豫防法草案には之を含み即ち「肺及び喉頭結核の進みたる患者に在りては届出義務を負はしむ、殊に轉居の際に於ても然り」とせり、されど悲ひ哉之は議會の協議委員會に於て失敗に歸せり従つて同國々會の決議は此規定を通過せしめざるべし。其論難點となりしは「進みたる」"vorgeschritten"と云ふ字義を如何に解釋すべきかは實際上範圍の決定不可能なるを以て、其定義が不確固なれば届出義務に關する處置も將來困難なるべきを恐れたるによる。加之又斯かる法律

を設けて結核患者の轉居届出を強制するとせんか其必然の結果として好んで彼等に住居を貸與するものなかるべく、即ち一度び轉居れずば最早や新たに住居を他に求め得ざるに至らんことは決して杞憂のみには非ざるべく、人道上忍び難しとの反對ありしに因れり。

其他他國の例を見るに例へば諸威は結核豫防法により一千九百一一年一月一日より結核患者を診察したる最初の醫師は届出義務ありと規定し、丁抹は一千九百五年四月發布の法律により肺結核届出義務を定めたり、又露國も肺結核を届出義務ある疾病中に數へ居れり。更に北米合衆國（ボストン、紐育は既に前世紀の末葉以來之を施行し非常に込み入れる届出義務を結核に對し負はしめつゝあるは吾人の述ぶるまでもなき著明なる事にして之が爲め何等の困難をも感せず、さればとて特殊の効果も認められざりき。即ち斯かることをも參照し遂に普國傳染病豫防法に在りては肺及喉頭結核にて死亡せる場合のみ届出義務を負はしむることとせり、サクセン、アルテンブルヒ公國は既に一千八百九十八年以來之と同様の規定を有す。

然るに斯の如き届出義務は恐るべき此の國民病の豫防に對し果して有効なりや否は疑問の餘地大なりと信ず、患者死亡後は其周圍に及ぼすべき危険の中絶或は一定期間殘存せる比較的少き危険に過ぎずして、寧ろ結核患者の生存中にも繼續的危険の伴ふものなれば、肺及び喉頭結核患者の届出こそ意義あれ、死者を届出づるは患者を届出づるよりも一層効果薄弱なりと認めざるべからず。勿論官憲は死

者の住居、洗濯物、衣服等の消毒はなし得るならんも、此方法たるや傳染の豫防をば果して如何なる程度にまで達し得べき、吾人は惑はざる能はず、其何故かを問ふものあれば死に至るまで結核病は如何に永き期間持續せしや、結核患者は病中如何に周圍の人々と接觸したりしや、如上の期間に於て住居は結核菌を以て如何に汚染せられたるべきやを秤量せば生前と死後との危険何れに多きやを推察するに難からず。即ちキルヒネル博士は曰はく「吾人は獨逸帝國法律及び普國法規が此の最も大なるべき危害に對し充分なる處置を講せしめ得べき何等の條項をも備へざるを深く悲ますんばあらず」と、余輩は更に之を繰返して我日本帝國の爲めに新なる悲を感ずるものなり。

論者或は言はん、法規の不備を云々する以前に醫師が國家より享くる特權の代價として其道義心に訴へ任意の届出を獎勵し、反つて官憲をして之が處置を餘義なくせしむるの機運を作興せしむべし、若し其實行を見んか如上の缺點は補はるるならん。先進諸國にても斯かる説をなすもの稀ならずと雖も、然るに之を以て其目的を達せんことは亦頗る困難ならん、如何んとなれば任意届出とせば官憲への届出は唯部分的のみに過ぎざるべく、加之斯く任意的とせば其届出をなす醫師は患家の感情を害し開業上支障を來すに至るは火を賭るよりも明かなり。況んや獨逸帝國の如き刑法第三百條は醫師に緘黙の義務 Schweigepflicht を負はしめつゝあり、故に任意の届出を爲さしめんとするは彼の業務上疾病の秘密を破らしむる結果を生ずるを以て到底賛意を表し難しとの反對あり。



我邦に在りても或は醫師の道義心に訴へ任意的に結核病に關する届出を爲さしめんとする形式に出づるの場合ありとせば刑法第三百三十四條に規定する秘密漏泄罪は之を如何に解決せんとするか、此任意届出行爲を故ありて其業務上取扱ひたることに付き知得たる人の秘密を漏したるを以て罪なしとすべきか、余輩は獨逸の論者と共に此形式に據らんとする意見には賛同する能はず。

更に普國に於ける例をとりて論調を進めんに、公衆に危害を及ぼすべき疾病並に其他傳染性疾患は傳染病豫防法により、斯かる疾病の發生を警察官署に通知し、且つ所轄官憲醫に發見の場所、疾病の種類、身分、原因等をも通知すべしと規定せり。然るに同法を結核病には適用する能はざるは明文の示す所なるに、事實は肺結核にて死亡せるものある時は警察官署に届出をなし、之より更に郡區醫へも傳へらるゝ組織となり居れりと雖、心ず届出づべしと強ゆる權能は決してあらざるなりとて此種の規定は活用されずと云ふ。我邦の傳染病豫防法並に其施行規則は法定傳染病若くは必要と認むる疾患に對し、患死者等を届出づべき規定あれども、普國の例と均しく之を結核に適用せんことは現行法規にては困難なり。余輩は此點に於ては姑息の解釋を採らんよりは必要と認めなば寧ろ改正を加ふるが若くは内務大臣より指定せしめ開口性結核を届出づべき疾病中に加ふるも一策ならんと信ずれども非常に注意せざれば現行法に矛盾抵觸の條項を生ずるならんを恐る。

『人間に對する結核の唯一なる泉源として最も重要なるは病める人に外ならず』、されば吾人の見地よりせば傳染病豫防法に『進みたる結核患者の隔離』を規定するを第一義と信ずとキルヒネルは云へり

余輩も上來屢反復せるが如く結核死者の届出は左程の價值なく、反つて病中の患者を隔離するが最も重要なる手段たるを承認するも、此隔離は急性傳染病と異り頗る困難にして癩患者隔離よりも更に勵行され難きは想像し得べし。

之を實例に徴するに諸威國の傳染病豫防法には結核患者の隔離を規定しあれども、其他多くの文明諸國に在りては斯かる條文の設けられし邦國は稀なり。殊に獨逸國の傳染病豫防法に在りては之を規定されず、故に種々の阻碍を來し殆ど策を施すべきなく、夫等の家族をして知りつゝ恐るべき危害の下に置ざるべからざる現況なり。我邦の如き全然同一境遇に置かれ尙且つ一層悲惨なるものあり、然ば殊更に患者隔離を勵行し慘害を之れ以上に及ぼしめざるを要す、而て隔離は可及的患者に苦痛を與へざるを主眼とせずば實施困難ならん、即ち出來得る限り其住居に於て有効に隔離し、不可能なる際は特別の病院又は療養所等に收容し隔離の目的を達するを要す。

茲に一言すべきは喀痰取締問題なり、我邦に於ては明治三十七年二月内務省令第一號を以て之が取締を規定し所謂痰壺主義を行はんとし今日に及べり。開口性結核患者の喀痰或は其飛沫又は喀出せる痰塊が乾燥し塵埃に混じて傳染原をなすにより濫に喀出することを禁せざるべからず、例へば街路或は鐵道等の如き公衆運輸機關即ち車中の床板或は鐵道驛内地上に喀痰するを禁止すべき法規を要すとは



各國當局者の意見相一致する所たり。

職業制限の規定、法律を以て飲食料品販賣、調製業又は理髮業其他病毒蔓延の媒介をなすべき恐ある開口性結核患者に對しては之が従業禁止を命じ得る規定なかるべからず、例へば虎列刺、チフス及び之に類せる疾患に付ては規定あれど結核には缺如す、余輩は消化器傳染病とは其性質異なるを知るも何等かの考慮を費す必要はあらんと思惟す。

### 【第五】 結核と年齢特に學童結核

普國の統計によれば結核死亡率の最も多きは十四五歳にして之を毎五ヶ年間の年齢階級別とせば第三階級に屬し十歳と十六歳とは殆んど同一程度に在り、此期間に達するまでには麻疹、百日咳は既に耐過し、結核の死亡率は爾他五種の小兒傳染病に比し義務教育年限中に於ける最大のものなり、即ち率の高きものより順次擧ぐれば結核、猩紅熱、デフテリ、麻疹、百日咳となると云ふ。

我邦に於ける肺結核の毎五ヶ年間の年齢階級別による死亡率を比較するに、最も多きは二十年乃至二十五年即ち第五階級に屬し、衛生局年報により最近の統計たる明治四十三年度に就て見るに各年齢階級死亡壹千名中の割合は男三五八・九、女三二八・五、計三四二・三の高率を示し即ち此期間に於ける死亡の三分の一強を占むるは實に驚くに堪えたり、尙ほ其前後の關係を左表に擧ぐれば一目瞭然たるべし。

| 年齢 | 五—一〇 | 一〇—一五 | 一五—二〇 | 二〇—二五 | 二五—三〇 | 三〇—三五 | 三五—四〇 |
|----|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 男  | 四一・〇 | 一一九・八 | 二九五・五 | 三五八・九 | 三三〇・九 | 二六五・三 | 二〇九・八 |
| 女  | 七五・四 | 二四四・六 | 三五五・三 | 三二八・五 | 二九〇・四 | 二二一・四 | 一六九・七 |
| 計  | 五八・八 | 一九三・六 | 三三〇・〇 | 三四二・三 | 三〇八・二 | 二四〇・五 | 一八七・七 |

之を以て普國に於ける十四五歳の最大なりと云ふに比すれば年齢階級は延長せるを認めらる、茲に明治四十三年度のみを掲げしは最近十ヶ年間に於ける統計は殆んど之と同一關係に在るが故なり。

近時ツベルクリンを以て學童の結核有無を検するは一の流行たらんとする傾向あり、之れは獨り我邦のみにあらずして世界の通性と言ふも不可なし、而て其結果たるや多數の兒童は結核の病芽を有するを證明する、斯くて夫等の研究者は教員の結核問題と關聯せしめ學校に於ける感染に歸せんとするものなきにしもあらず。此點に付ては余輩は暫く自己の卑見を加ふる能はずと雖も、キルヒネル氏は痛論して曰はく『是等兒童に就て調査するに其多數は家庭に該患者あり、可憐の嫩幼者に病芽を感染せしものなりと雖も、しかも病芽を學校に於て受くるもの少からざるは疑ふべき餘地なし、此事たるや學友と交遊の結果によることは尠し、如何となれば義務教育年齢に在る兒童中に開口性結核あるは多からざればなり、反之男女教員にして結核を患ひ或は夫れにより死亡するもの尠からず、斯かる教師の下に在る學童は素より甚だしき危險を加へられつつありと謂はざるべからず、されば普國に於ては一千九百〇七年八月九日發布の省令を以て疑はしき咳嗽を有する教員及生徒の喀痰を検査し、結核

菌の喀出を證明する間は教授より遠からしむべきを規定せり、此規則は唯に本病を確定し得るのみならず傳染の危害を防ぎ且つ肺結核は若も早期に發見し、正當に治療を加ふれば治癒し得べき疾患なることを思はしむるものにして効果ある規定なりと信ず」と。我邦と獨逸國の如きとは結核蔓延の程度を異にするを以て直ちに本論に賛同し得べきや否やは研究に待たざるべかずと雖も、余輩はキルヒネルと共に學童結核の感染原は學校よりも家庭に重要な意義あらんと信ず。尙ほ普國の例に倣ひ義務教育年限中に於ける小兒病蔓延の程度を知らんが爲に明治四十三年の統計に依り分ちたる死亡を多數のものより擧ぐれば左の如し。

|           | 肺結核   | サフテリ | 麻疹  | 猩紅熱 | 百日咳 |
|-----------|-------|------|-----|-----|-----|
| 五—一〇歳(男)  | 六三七   | 三二九  | 九三  | 五六  | 四〇  |
| 一〇—一五歳(女) | 一、二六七 | 三八七  | 九三  | 六九  | 六八  |
| 計         | 一、〇一五 | 四一   | 一七三 | 一二九 | 一一  |
|           | 六、二六七 | 七九一  | 二〇五 | 一六三 | 一〇八 |

此關係も肺結核の多數なりてふ一點は普國と合致するも他は多少の差異あり、しかも肺結核が學童に於ける死亡の一大原因たるは疑問の餘地なく、結核は小兒期に終結を告げず最大多數は潜伏するを思はば實に寒心の至ならずや。

## 【第六】 學校に於ける結核豫防

學校に於ける結核を有効に豫防せん爲めには、全國凡べての各階級學校に善良なる學校醫を撰定任命し、當に入學時期に於てのみならず、全學年を通じて少くとも一ケ年に一回嚴重なる検査をなし結核罹病兒は一般生徒と隔離するに努めざるべからず。若も時期を逸せず發見し且つ合理的治療を加ふれば殆んど確實に病症の増悪を防ぎ得べしと雖も、病症の程度により種々の處置を講ぜざるべからざるは勿論なり、即ち極めて少數の例に在りては病院に收容し、多數は海濱、森林、或は高燥地に於ける野外移住所に送り長期間滞留せしむ、其多くの場合は輕快又は恢復するにより夫等は林間學校に收容し漸次教育を授け得べし。されど斯の如き施設は悲しい哉我邦にては未だ普及せず殆んど策の施すべきなし、此種の機關及び設備等に關しては後に詳述する所あるべきも、順序として其梗概を掲げざるべからず。

林間保養所 Walderholungsstätte とは都市より甚しく遠隔せざる土地にして森林を以て圍繞せる所に單簡なる小屋掛或はバラック式宿舍を設け此所に於て學校放課後の兒童を日没に至るまでか又は引續き夜間も宿泊せしめ看護保養をなさしむる所なり。

林間學校 Waldschule は前者と類似せる組織なるも、之に在りては收容と同時に教育を受け得るを以て二種の利益あり、即ち第一には病兒或は其疑ある兒童の隔離によりて其學校に於ける一般健康兒童の感染を豫防し得べく、第二には斯かる病弱兒は健康なる周圍の兒童に伍して、狹隘なる教室に殆ん



と満員の狀態にまで詰込まれ、健康兒と同様に過重なる教課を強ひらるることなく、寧ろ其兒童の病體にも堪へ得る適當なる教案により、過勞なき教育を授かり得ることなり。然るに我邦には林間保養所及び林間學校の普及を見ず、吾人は曾て東京、大阪、其他の大都市に在りては此必要あり、已むなくんば夏季に於てなりとも其施設なかるべからずと注意する所ありしが漸次其計畫を見るに至り本年の如きは東京、京都、大阪、香川等の各地に野外移住所と林間保養所を兼ねたるものの開設されしは頗る愉快とする所なり。

林間學校は最新の施設とも云ふべく瑞西の如き特殊の歴史ある邦國を除外すれば、現今獨逸國に於ても設立される數は尙ほ未だ多からず、昨一千九百十三年の春季に於ては十六ヶ校の開設を見たるに過ぎざりき、而て其最初の學校は一千九百五年にシャルロッテンブルヒに設けられ、爾後一千九百六年にはミュンヘン、グラードバッハに、一千九百七年にはエルベルフェルド、一千九百九年にはギンセン、ホルツアツベルクラウト(ミュンヘン)及びミルドステット(フズウム)、一千九百十年にはグラツハウ、一千九百十一年にはフルトと漸次之を設くるに至れり。之等の例に示すが如く、獨逸國に在りては、自年を逐ふて大都市に設立を見つゝあり、我邦にても將來否現今既に其必要に迫られざるを覺せざるべからず。

更に結核に罹りたる教職員をば如何に處置すべきかの問題を解決せん事は頗る困難なり、何人も經驗

に富める良教師は可及的長く留任を希望し、本人も亦之を望むならん、されど學校或は生徒側の利益よりせば其結核患者なるを知るや可及的速かに學校を遠からしめざるべからず。此際にも早期に發見し速かに適當の治療を受けしむるほど恢復或は輕快も速かなり、若も不治と確診されたる場合には教職を辭し、他の職業に身を委ねんことを勸告する等の措置を必要とす。然るに肺結核を不治症と解せしむるが如きは決して策の得たるものにあらずと信ず。

寄宿學校或は孤兒院其他之に類似の營造物には收容さるゝ所の年若き人々多きを以て特に家族的同居者は醫師の注意の下に置き、若し結核に疑はしきものありたる時は同居により傳染せしめざる様適宜の所置を講ぜざるべからず。

### 【第七】 結核療養所

既述の如く世界各國の多數に在りては、結核に對し特定されたる法規は未だ完全ならずと雖も、結核豫防に關する私立の團體或は協會等の如きは各國とも頗る完全なるものあり、我邦にて一兩年來勃興せる團體並に其事業とは到底同日の比にはあらずなり。獨逸國は此點に於て模範的に優れたるもの尠からず、例へばゲルベルドルフのブレーメル及びフアルケンスタインのデットウエルレル氏の如き人々あり完備せる療養所を設け結核の治療に従事す、是等は團體的組織によるものにして、結核療養所設計及び管理事業をも營む。前世紀に在りては肺結核患者は高層氣候に於てのみ恢復を期し得べし



とせられしが、今や肺結核療養所の建設は、必ずしも高地を撰ぶ必要なく、唯要は塵埃なき森林性の周囲を有する所なれば可なりとの思想が擴がるに至れり。海濱が療養所の位置として適當なるや否やに就ては種々の論者あれども多くの病症には不可なきが如し、されど忌むべき場合なきにしもあらず、斯かる點は遠からずして設けられんとする六大都市療養所の位置撰定上參考とすべきは勿論なり。又獨逸國にてはライデン、ペー、フレンケル氏等の努力により肺療養所施設に關する獨逸中央委員會が設立され、内閣總理大臣を最高名譽會頭とし、オーガスト、ザンクトリア皇后陛下御庇護の下に置かれたり。而て此中央委員會の活動と地方保險局の熱心なる協力により獨逸國各地方の男女に對する多數の肺結核療養所に於ては數ヶ月に亘りて滋養食の給與を受け且つ開放大氣療法を續けられ多くの患者は之が爲めに著しく恢復に向ひ又は完全なる治癒を得つゝあり、斯かる建築物の所在地は樹木繁茂せる森林より包圍されたる地形にして大都市よりは可及的距離の遠き地を卜し、病室は南面し且つ廣き横臥廊下を設け患者をして出來得る限り多くの日光と空氣に觸れしむるに努め又喀痰消毒裝置を完備せしめたるものなり。

結核撲滅に對する療養所の意義は重大にして此所に收容せる患者の大多數は恢復に赴くか或は少くとも輕快に向ふのみならず、患者隔離の爲めに間接には社會に於ける結核蔓延の豫防となり、患家に在りては其入院期間は時日の長短を問はず結核病芽より遠かるを得、且つ患者は清潔衛生的なる看護を

受け、之が爲に療養所より退去後も喀痰を注意するに至り、從つて彼等の周圍に對する危害を渺からしむる習慣を養はるゝものなり。吾人は結核療養所の或者は私立にかゝり營利を主眼とする結果誇大なる良成績を發表し或は公設なるも主任者は自己等の効績を誇張せんが爲め重症者の入所を避け徒らに良果を收めんとして汲々たるあり、斯かる術策よりせる事業成績を公にしたる報告を過信するにはあらずと雖も、療養所生活中に受くる良習慣は最も價值あるものとして承認するに躊躇せず。

獨逸中央委員會の發表せる一千九百十三年度事業報告の附録中にニートネル博士が一千九百十三年の春季に於て開所せる獨逸肺患者療養所に關する一覽を掲げたり。夫れによれば成人に向つての療養所數は、百四十九箇所あり、就中男子に對しては四十九箇所、之が病床數は合計五千八百二十九箇所、女子に對するもの三十六箇所、病床數は三千七百七十一箇所。而て男女共に收容するは六十二箇所、其中男子用は合して三千八百四十九床、女子用二千七百六十床を備へ尙ほ兒童用十床あり、即ち以上を通計すれば男子用九千七百七十床、女子用六千五百三十一床、及び兒童用十床なり。兒童に對する肺療養所は三十ヶ所にして合計一千六十三床を備ふ、其他に結核侵襲の危險あるもの、腺病質者及保養を必要とする兒童に向ての療養所百八箇所あり、是等のものは凡て九千三百六十四床を有す。獨逸全國に現存する肺及び喉頭結核患者の總數は約壹百萬人を超ゆと認むべき理由あり、而して以上各療養所に於ける總計二萬六千三十八床には假に病床一箇に付き平均一ヶ年に四人の患者を收容し能ふとせば、

療養所にて治療を受け得らるゝ患者は十萬六千九百五十二名にして、即ち現存患者一百萬人の一〇、七%弱に相當することを知らる、此事たるや現時に於て他國に比類稀なる状態にして獨逸國民にとりては満足に價するものたるを推測さる。

余輩はキルヒネル氏の説により算出せば實に我邦の肺結核患者は明治四十三年度に於て八十二萬六千五百二十名以上ならざるべからずとは既に述べたり。爾後事實上には四ヶ年の歳月を閲し、年々遞増する肺結核の現状を惟ひ、且つ我邦の死亡診斷書中の病名は著しく肺結核を蔽はんとするに顧み、加之喉頭結核をも加算したる患者總數を求むとせば、吾人は不幸にして獨逸帝國に於ける數に比較し、決して下位にありと斷言し得ざるを遺憾とす。今假りに肺及喉頭結核患者總數を獨逸と同數と見做すも其一〇%を收容するに足るべき療養所を設置せんとせば公私立を合して二萬五千の病床を有せざるべからず、斯くて初めて一ヶ年十萬人の患者を入院せしむるに堪ゆべし。然るに我邦の現況は如何、全國を通じて此種の療養所數は(性質多少如何はしきものを合するも)十五箇を超えず、病床數は七百に上らざるが如し、之を以てせば一ヶ年僅々三千名内外の患者收容に過ぎざるべし。而して我邦にては兒童に對する何等の施設なく又其他に特殊の手段講ぜられざるを以て見れば、蔓延甚しき結核の現狀に向つて戰を宣せんとするは兒戲に等しと云はんよりは寧ろ無謀と評せざる能はず、吾人は切に本年發布されし療養所設置法案の急速なる實施を希望すると共に日本赤十字、濟生會其他公私各對結核

團體が力を此點に注がれんことを切望するものなり。

更に吾人の注意を喚起し置かんとするは中流社會に對する療養所問題也。余輩は年額一千圓以上二千五百圓以下の俸給生活に在るものは我邦の現況に於ける中流社會と假定せんとす(夫れ以下の收入に安んぜざるべからざるものは勿論救護を受けるは當然なり)下層貧民に向ての救療機關は年々普及するも獨り中流或は所謂高等貧民に對する救療策は顧られず、然りと雖も事實上是等中流社會の一家中に結核患者を出すとせんか療養の途全きを得るもの殆んどなかるべく、況んや一家の支持者が罹病する場合に於ておや、獨逸國の今日に於てすら此憂は尙ほ甚だ大なりしが、近時僅かに一二の歡ふべき曙光を認むるに至れり。即ちホーヘンリーヘンに於る中流社會に對する療養所及びバド、レーベルヒに中流官吏療養所が獨逸帝國保險院の熱心なる努力により新設されしことは是なり。余輩は我政府當局者の畫策中なる官營小口保險事業が發達して斯かる點にまで其力を及ぼさん日を期待せずんばあらず然れども結核を獨り肺療養所のみを以て有効に撲滅し得べしとするは必ずしも當れがとせず、療養所に多年經驗ある醫師中には初め過賞論者の信せし如くに多數の結核患者が、しかく容易に治癒せざるを認むるものあるは事實なり。多くの療養所に於ける治療成績の甚だ良好なるは、極端に云へば此所に收容するものには病症の進みたる結核患者殆んどなければ、治癒率多きは寧ろ當然にして敢て療養所の効果を俟つまでもなしと論する人々あり、是れ或は一面の眞理ならん、されど斯の如き誹謗



は何れの場合にも伴ふものにして亦必ずしも正當ならず、吾人は尙ほ他方面の觀察を忘るべからず、即ち表面の事情以外に結核患者は直接其周圍へ特別の危害を及ぼし、且つ多くは結核の蔓延を助成するものなるが、療養所に收容後は最早や此事殆んどなきを思はざるべからず。傳染病豫防法の根本義は感染せる所の人を出來得る限り全然社會より隔離するに在り、療養所運動の意義も此點に存することを深く顧慮し、其設立並に普及に努めざるべからず論者或は療養所設置の不急を説き他に之に代はるべき手段ありと主張する學派なきにしもあらず、されど如上の理由により余輩は最も重きを療養所に置き敢て耳を藉さるべし。

慢性傳染病の豫防撲滅に對し患者隔離が殆んど唯一の手段たる一例は歐洲各國に於ける癩病撲滅の事績に就て之に徴するを得べし、其繁を省き單に獨逸國の例を語らしめよ、即ち中世紀に在りては癩病は獨逸全國殆んど侵されざる地方なく患へざる人なきに至り、實に酸鼻を極め甚しき傳染の危險に置かれたるものなりき。之が危急に餘儀なくせられ公立癩病隔離舎を市外地或は人里距れし野外に設立し癩病檢視官の意見により癩病患者と決定されれば強制的に此所に收容し、何等の陳情を許さず直ちに人類社會より隔離せり、史籍の傳ふる所によれば是等の人々の中には非癩病者をも含むほど峻烈を極めたりと言ふ。而して其維持經營は各人の喜捨淨財即ち寄附金によれり、斯かる癩病隔離舎が中世紀には一萬九千箇所の存在を必要とせしも、之が効果として癩病は漸次減少し、既に十七世紀初頭の

獨逸國に於ては殆んど其跡を絶てり然るに我邦は未だ之すら成功せず況んや結核に於てをや。キルヒネル氏が嘆じて言へる如く、今や結核は實に中世紀に於ける癩病と何等撰ぶ所なく反つて之に優るものあり、國民總べての階級に浸淫せり、之を根本的に撲滅せんが爲めには少くとも結核隔離所を設けて、開口性結核患者を悉く集致隔離するにあらずんば或は結核の蔓延を全然防禦し得ざるにあらざるやを恐る。されど斯かる苛酷なる暴斷は吾人の人情として又人道上到底忍び難き所にて、恐くは現代には不適當の所置ならん、如何んとなれば結核は癩病の如く不治ならず、且つ結核の蔓延は豫防し得べきが故なり、去りながら若も國內到る所に病舎が建設され斯の如き結核患者の其病狀増悪せる際、或は經濟上困難を感じる時、又は一家に於ける住居の關係より患者の周圍に對し危險を及ぼす場合には何時にても寄宿的に收容され、看護を加へらるゝ迄に至らんことは大に希望する點なり、但し此際には敢て束縛を加へず、随意に入院せしめて治療し、何等自由を拘束せざるのみならず、近親をして屢訪問せしむべし。此種の營造物は肺療院 Lungenheilstätte にして實際上獨逸國の各地に建設せられあるを見る、例へばブランデンブルヒ地方保險局肺療院の如き即ち之に屬し、其加入區域の者は全く無條件にて收容さる、性質既に斯の如きにより同所には殆んど常に不治の患者を收容し、且つ死に至るまで院内に滞留せしめ置くが故に患者は之を以て死の家と認め、此所に收容さるゝは死の判決に等しとなす。されば患者は入院を忌み曾て満員を告げしことなし、従つて肺療院は現今に於ては増設